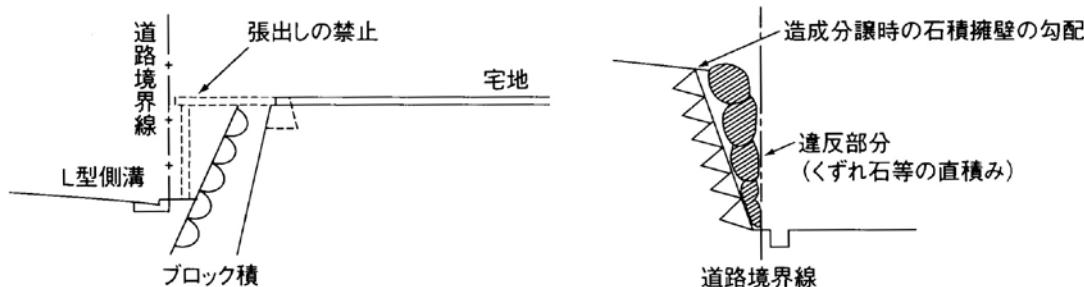


(5) 協定締結時に築造されている石積及び擁壁の天端位置より外周境界方向へ人工地盤等の工作物を張り出したり延長してはならない。また、その擁壁の上にブロック等を積むなどしてその高さを変更してはならない。

これも建築物の「敷地」に対する規制です。

協定を結んだ時に既にある石積や擁壁から、隣の敷地や道路に向かって有効な敷地を広げるために人工地盤を造ったり、擁壁を造り直したりすることはできません。

また、擁壁の上にブロックを積んだりして、その高さを変えることもできない内容になっています。



(6) 建築物の敷地は、建築協定締結時の別添区域図に示す区画とし、敷地の分割はできないものとする。ただし、1区画で分割後の区画面積が○○○平方メートル以上確保される場合はこの限りでない。

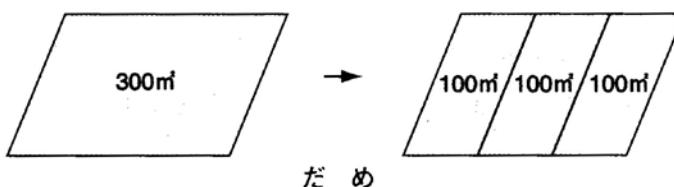
これも建築物の「敷地」に対する規制です。

協定を結んだ時よりも敷地を小さく分割してはいけないというので、協定区域内において住宅の密集化を避け、日照、採光、通風などの観点からも居住環境を守ることが主な目的です。

ただし、分割してもある一定の規模が確保できるような大きな敷地については、その規模未満の敷地が発生しないような分割であれば認められるということです。

(例) 敷地の最低規模が150m<sup>2</sup>と定められている場合。

#### ●原則



#### ●分割できる場合

